

平安京坊城地について

吉村 正親

1. はじめに

建都1200年を迎えた年、記念事業として、平安京の復元模型が造られた。その時、本当に平安京がこの様な姿であったか、不思議に思ったものだ。そこで、ある復元参加者に話を聞いてみた所、「あの模型は平安時代400年のデータをすべて盛り込み、さらに重複して作成されたもの」であるそうだ。おそらく平安京が予定通り完成していたならば、この様な姿になると言うものであろう。その意味においては、平安京という都は、ついに完成しなかったといえる。

それでは、平安京の実態はいかなる姿をしていたのか、発掘調査や文献史料を元にして復元を試みようと思う。

2. 平安京における坊城について

そこで平安京の坊城について、そのイメージを確認し、どの様なものであったのか考察してみたい。

そもそも当時の唐の都であった長安城では、各坊の四面に坊門を開いておらず、平安京でも朱雀大路の東西の条間小路にだけ坊門が開いていたものとされている。また貞観4年(862)3月8日付の太政官符⁽¹⁾には、朱雀大路は両京を通る道であり、「左右帯垣」(坊垣が带状に廻っている所)となっていた事、門衛が置かれていなかった事、牛馬の出入りが自由であり、夜は盗賊などの巢窟となっていた事が述べられている。すなわち貞観年間には、朱雀大路はかなり荒廃していた事が推察される。そこで坊門毎に12人の兵士を置き、上下に組を分けて常番させているから、少なくとも朱雀大路両側の坊門には、この時期以降、兵士が置かれていたはずである。

また貞観16年(874)8月24日条⁽²⁾によれば、「朱雀大路豊材坊門倒覆 抱闕兵士併妻子 四人圧死」と言う記事がある。この事から朱雀大路に面した路には、かなり大きな門が建てられていたものと思われる。ただし道路上に建っていた事、人や車、さらに牛馬などが出入りしていた事から、利用しやすい様に、基壇のない大きな門屋が建てられたものと考えられる。しかしながら、今の所、坊門を示す遺構が確認されていないため、正確な事実を明示する事はできない。

それでは平安京の坊城とはどういうものか考察したい。原則として、坊城とは、都城内の坊や地方の兵庫・曹司・国衛・郡衛・東西市などで、各坊の四周に坊垣がめぐる所をさす。また『延喜式』⁽³⁾彈正台の条文中にも、坊城の門屋についても規定されている。それによれば、三位以上と四位の参議の子孫のみ、大路に面して門屋を建てる事が許されていた。ただし坊城の垣に面しては、門屋を建てる事を禁止している事から、実質的には大路に面して、門屋を開く事は不可能で

ある。ただしこの条文をそのまま実行してみると、全ての坊で人の出入りが出来なくなってしまう。その事からこの坊城は特別な部分をさしたものと考えられる。

3. 右京三条一坊の復元について

それでは調査の進んでいる平安宮の南、朱雀大路の西、二条大路の南の地域における平安時代中期の坊城の様相を復元して見る事としたい。

現在、この地はJR山陰線二条駅周辺に当たり、条坊制に置き換えると、右京三条一坊、皇嘉門大路の東西十六町にあたる。当地域を『拾芥抄⁽⁴⁾』の記載で確認してみると、一・二・七・八町が穀倉院、三町は右京職、四町は西三条第、五町は小倉町・竈殿、六町は大江公仲邸が坊の東半部に入ってくるものとされている。

この部分の発掘成果⁽⁵⁾を列挙すると、以下のごとくなる。

一町・二町の調査区域からは、明確な遺構は発見できなかった。

三町の調査区域からは、「右京職」の遺構が発見された。まず柵列がおもに東西方向に発見された。また西南の4分の1部分で、2×5間、南北廂を持つ建物跡が発掘されており、東側にも同様の建物が対称的に並んでいたものと思われる。その地点から墨書土器が出土し、「計帳所」「籍所」「右籍所」「人給」などが判読され、右京職の職掌にふさわしい内容が示されていた。このことから、右京職内部には仕事を分担する部署が別々に置かれていたものと考えられる。まず「計帳所」とは、調・庸を賦課するなどの、京戸の税制に必要な基本台帳を毎年作成し、管理した所と推察される。また「籍所」は、家族の性別、年令、課・不課の別、受田額などを記載する人口台帳を作成し、それを30年間保存した所である。しかしながらこうした律令的な政庁はしだいに形骸化していき、平安時代中期には衰退・廃絶したものと考察されている。実際、この部分の発掘調査の結果から、これらの庁舎は9世紀後半までにしか存在を確認する事ができなかった事から、これまでの考察が正しいものとして理解する事ができる。よってここまでの三町が「右京職」跡であると確認する事ができた。

四町は、中央部で苑池遺構が発見された。遺構の残存状況があまり良好でなかったが、広大な庭園をもつ一区画を想定する事ができた。これは西三条の地より考えて、藤原良相(813~867)の住居であった「西三条殿(百花亭)」の一部と考えられる。

五町は、小倉町とあるが、平安時代中期以前の実態は不明である。

六町は、嘉保2年(1095)に、大江公仲宅⁽⁶⁾ということになっている。当地域から池、もしくは湿地状の堆積がある事が確認された。おそらく7町にあった池から引き水したのと考えられる。ただし平安時代中期の様相を明らかにする事は出来なかった。

七町・八町の調査では、「穀倉院」の遺構が発掘された。「穀倉院」は、無主の職田、没官田、大宰稻を管理し、常平所を付属していた事が知られている。また『続日本後紀』天長10年(833)8月3日⁽⁶⁾には、「勅。穀倉院西南角地。東西二十丈。南北三十丈。宜為内蔵寮染作処」と書かれている。それによれば四町分あるうちの七町、西南コーナー部に染作処が置かれていた事がわ

かる。また承和元年（834）7月9日条⁽⁶⁾には、「勅聽穀倉院預人等偶棲其院西南区地長二十丈広十二丈之内」とされ、この七町内に穀倉院職員の住居があった事も分かる。これらを調査結果に合わせて検証してみた所、染作処の東側部分は湿地（池）となっているため、住居などの建物などを造営するのは不可能である事が確認できた。よってその地を北側に求めなくてはならず、さらに住居の広さが12丈あるとされているので、押小路までその敷地が入らざるをえない。それゆえ穀倉院内では押小路が分断されていたと推定する事（図1）ができる。またさらに北側の八町では倉庫と思われる柱穴が発見され、穀倉院の中心地と思われる。

4. 「右坊」銘瓦について

当地点から出土した特徴的な遺物として、「右坊」銘の瓦があげられる。この瓦はおそらく修理左右坊城使が使用する瓦を、特に示すために検印したものであろう。修理坊城使は、その名のごとく、坊城を修理・整備させる目的で設置された官職であると思われるが、現在に至るまで、その実態は不明なままである。そこで平安京の坊城の整備・修理、及び修理坊城使について考察してみる事とする。

修理左右坊城使の設置記事は、以下の順で見られる。

- ①：天長4年（827）6月23日 『類聚三代格』卷十二 所収
件坊城依檢破損使 散位従五位下伴宿禰嗣枝等勘定、無損之处具付京職 修理功畢之处 職更檢領 …（略）…
- ②：天長8年（831）12月9日 『類聚三代格』卷五 所収
応左右坊城使併侍従厨防鴨河両所五位以下別当 四年 遷贄兼責解由事
- ③：承和6年（839）3月15日 『続日本後紀』
修理坊城使員左右各二員 今省定置各一人
- ④：仁寿2年（852）3月20日 『類聚三代格』卷十二 所収
奉勅 停修理左右坊城使 隸木工寮 宜官物一事已上受領
- ⑤：斉衡2年（855）9月19日 『類聚三代格』卷十二 所収
応修理坊城非理之損事
- ⑥：貞観15年（873）10月10日 『日本三代実録』
勅 左右坊城使仁寿二年既従停廢 隸木工寮 今彼寮作事繁多 難耐兼濟 宜復旧置之
- ⑦：貞観15年（873）10月16日 『日本三代実録』
任左右宮城使判官主典等
- ⑧：寛平2年（890）10月16日 『類聚三代格』(狩野文庫本)⁽⁷⁾
応停修理左右坊城使置修理職事 卷四 太政官符

以上の点を見てみると、天長4年に坊城の破損を調査し、ただちに修理坊城使が置かれ①、その任務は四年交替であった②。その後、定員が削減され③、木工寮に隸属されて廃止になった④。ところが坊城が再び破損し⑤、しかも木工寮だけでは対応する事ができなかったため、再設置さ

れた⑥。寛平2年に坊城の修理が終了したのか、修理職に統合されている⑧。これ以降、坊城の修繕などの業務は修理職に移動したものと思われる。

この様に史料上では、9世紀中に2回の坊城の修理が行なわれており、いずれも長期に及んでいる。このどちらか判明しないが、この時に使用されたとと思われる瓦が、当地域から出土した「右坊」銘の瓦であろう(図2)。この瓦は、今の所、現大谷高校校内で発掘調査された池田瓦窯⁽⁸⁾跡で製作されたものと思われる。それに対して「左坊」銘の瓦は、これまで1点のみしか出土していない。そこで「右坊」銘の出土分布を見てみると、東西では朱雀大路から皇嘉門大路の間にほぼ限定され、また三条坊門小路の南側と北側で発見されているが、四条大路より南では発見されていない。その一方で、大極殿跡や朝堂院跡からも出土している。

よって修理右坊城使の仕事は、右京一坊の北側から三条大路までの坊城のみ限定して、修理・整備されたとしか思えない。

一方、史料⑦にてでくる宮城使は、同一史料上の間違いであり、前後の係りからして、坊城使の事を指しているものと思われる。実際の修理左右宮城使は、『百鍊抄』巻5・延久3年(1071)の条文⁽⁹⁾にある様に、その時、始めて設置されたものと考えべきである。よって貞観年間の設置を確証する事はできない。

ここまですを図2に示し、「右坊」銘の瓦の分布を示しておく。また七町付近で知り得た知見を同図に示してみた。これによると、大路・小路の垣は坊の外周だけではなく、町の四周を坊垣として整備されたものと思われる。勿論、三条大路以南から羅城門にいたるまで、朱雀大路両側は坊垣が整備される予定だったはずである。ただし「右坊」銘の瓦の出土が全く無い事をどう理解すべきか、今後の課題とすべきである。

5. まとめ

古代国家の理想としての都城制は、聖武天皇の「非是壯麗 何以表徳」⁽¹⁰⁾の勅によく表されている。もちろんこの理想は、桓武天皇にも受け継がれ、平安京にも実践しようと試みたはずである。しかしながら、これまでの発掘調査の結果から考察してみた所、村井康彦氏⁽¹¹⁾が言われている様に、「指図で描く平安京はひょっとしたら幻想のなかにしか存在しない都城空間なのかもしれない」という疑問に、一部賛成する事もできる。しかしながら、条坊制の溝や道路が強固に残存されている事実からしてみれば、全面的に賛成する事もできない。

また岸俊男氏⁽¹²⁾の研究によれば、「平城京では、朱雀大路をはさんだ東西一つ目の坊は、羅城門まで、街区の遺構が明瞭に残存しているという。これは特別区として整備されたためであり、平安京においても、朱雀大路両側の坊にのみ固有名詞⁽¹³⁾が付けられているのはその結果であろう」とされている。このことから朱雀大路の両側は、坊城の地として意識され、いわゆる平安京の表の部分としての性格が付与されていたのであり、地名として坊城の名が残存したのもそのためであると思われる。

また「右坊」銘の瓦が朱雀大路、皇嘉門大路間の築垣、もしくは三条大路、三条坊門小路など

に多く使用されたものと思われる。また宮城に近い部分からのみ数多く出土している事から、坊城の修理・整備が北の一部に限定され、集中して行なわれたものと考えられる。

そこで私の考えた概念図（図3）を示すとともに、これまでのまとめとして考察してみる事とした。

まず桓武天皇は、平安京造営の第一段階として、京を都城として構成するために、まず指図の様な条坊と道路を造成した。これまでの発掘調査の結果により、平安京の京域ではどこでも、条坊を区切る溝と道路は、遺構として残存している事から、平安京の枠組みというものはこの時点で完成していたと言える。

続いて桓武天皇は、第二段階として、宮とその内部にあった諸々の官司、メインストリートたる朱雀大路、そして羅城門を整備する事を目指したものと思われる。なぜならこれらの建物や道路は、平安京の中心となるべきものであり、かつそれを維持していくためには、必要な存在であったからである。またこれらは、桓武天皇を中心とした古代国家の威信財を示す目的があった。

しかしながら、この第二段階は、完成までには至らず、他の地域、いわゆる未完の段階に留まったものと思われる。^(11・14・15)

この第三段階はいわゆる平安京の造営の中止とよばれている事柄を指しているものと考えられる。この段階では、宮とその南面の部分（三条大路より北側）の完成のみを目指し、その地に集中・限定して造営が行なわれたのである。この地より南方からは「右坊」銘の瓦が現時点では出土していない点から、この地が特に注目されていた事がわかる。ともかくこの地は、平安京にとって最重要地点であったため、特に無理してでも、造営の完遂を目指したと言える。

そうすると桓武天皇は、平安京を、当初の理想として造営し坊城を区画分けした所①、できれば完成を目的として部分的ながらも着手した所②、京であるためには必須の最重点地区として完成を目指した所③、という様に三段階に分けて造営を行なったと言える。よって平安京の理想は、宮とその南面の一部においてのみ実現する事ができたと考えられる。その一方、平安京の他の地域は個別に、しかも長時間に渡って造営されたものであろう。またその③地域においてすら、9世紀前半には破損がめだつ様になっていた。そのため、臨時的に修理坊城使が設置され、当地域における坊城の整備・修理する事となっている。しかしながら、平安京の最重点地域でありながら、その修理・整備は遅々として進まなかった事が伺える。

最後に、拙抄に対し、伊藤 潔氏の教示を受けた。また、久世康博氏、浅井 淳氏の協力を受けた。深謝する。

註・参考文献

- (1) 『新訂増補 国史大系』（類聚三代格）巻十六 吉川弘文館 昭和47年
- (2) 『新訂増補 国史大系』（類聚国史）巻一七一 吉川弘文館 昭和54年
- (3) 『新訂増補 国史大系』（延喜式）吉川弘文館 昭和47年
- (4) 『故実叢書』（拾芥抄）吉川弘文館 明治39年

- (5) 伊藤 潔「平安京右京三条一坊1・2」平田 泰「平安京右京三条一坊3」吉村正親「平安京右京三条一坊4」『平成9年度 京都市埋蔵文化財調査概要』（財）京都市埋蔵文化財研究所 編刊 1999年
- (6) 『新訂増補 国史大系』（続日本後紀） 吉川弘文館 昭和46年
- (7) 関 晃 監修『狩野文庫本 類聚三代格』 吉川弘文館 平成11年
- (8) 『大谷中・高等学校校内遺跡発掘調査報告書』大谷高等学校法住寺殿遺跡調査会編刊 昭和59年
- (9) 『新訂増補 国史大系』（百鍊抄） 吉川弘文館 昭和54年
- (10) 『新訂増補 国史大系』（続日本紀） 吉川弘文館 昭和19年
- 卷九 神亀元年（729）11月8日条「上京淳朴 冬穴夏巢 後世聖人 代以宮室 亦有京師 帝王為居万国所朝 何以表德 其板屋草舎 中古遺制 難営易破 空殫民財 請仰有司 令王位已上及庶人堪営者構立瓦舎 塗為赤白奏可之」
- 昔ながらの板屋、草舎をやめて、その代わりとして荘厳な瓦舎を建て、美しい色で飾る様に命じている。ただしこれは一部を除いて実行されなかった。
- (11) 村井康彦 『平安京と京都』 三一書房 1990年
- A：足利健亮氏の都市計画論には反対である。
- B：指図で描かれる平安京は、ひょっとしたら幻想の中にしか存在しない都城空間なのかもしれない。
- C：整然とした都市景観や都市美を期待しすぎる。
- (12) 岸俊男『日本古代宮都の研究』 岩波書店 1988年
- (13) 『続群書類従 第32上』（掌中曆）塙保巳一編 続群書類従完成会 昭和50年
- (14) 山田邦和「平安京の概要」『平安京提要』 角川書店 平成6年
- A：平安時代中期の右京が「衰退」していたが、活力は残っていた。
- B：道路の河川化が条坊制の地割りまでも崩し去ったわけではない。
- C：平安京の条坊制自身は強固に生き続けている、とされている。
- (15) 西尾幹二『国民の歴史』 扶桑社 1999年
- A：坊城が坊を取り囲むはずであったが、朱雀大路に面した箇所には造られず、坊門の管理が無かった。
- B：無理して造られた。そのため中国の坊に備わっていた実質的機能は日本では考慮されなかった。
- C：都城によって民を管理する発想を持たなかった。もちろん軍事基盤として利用する発想もなかった。

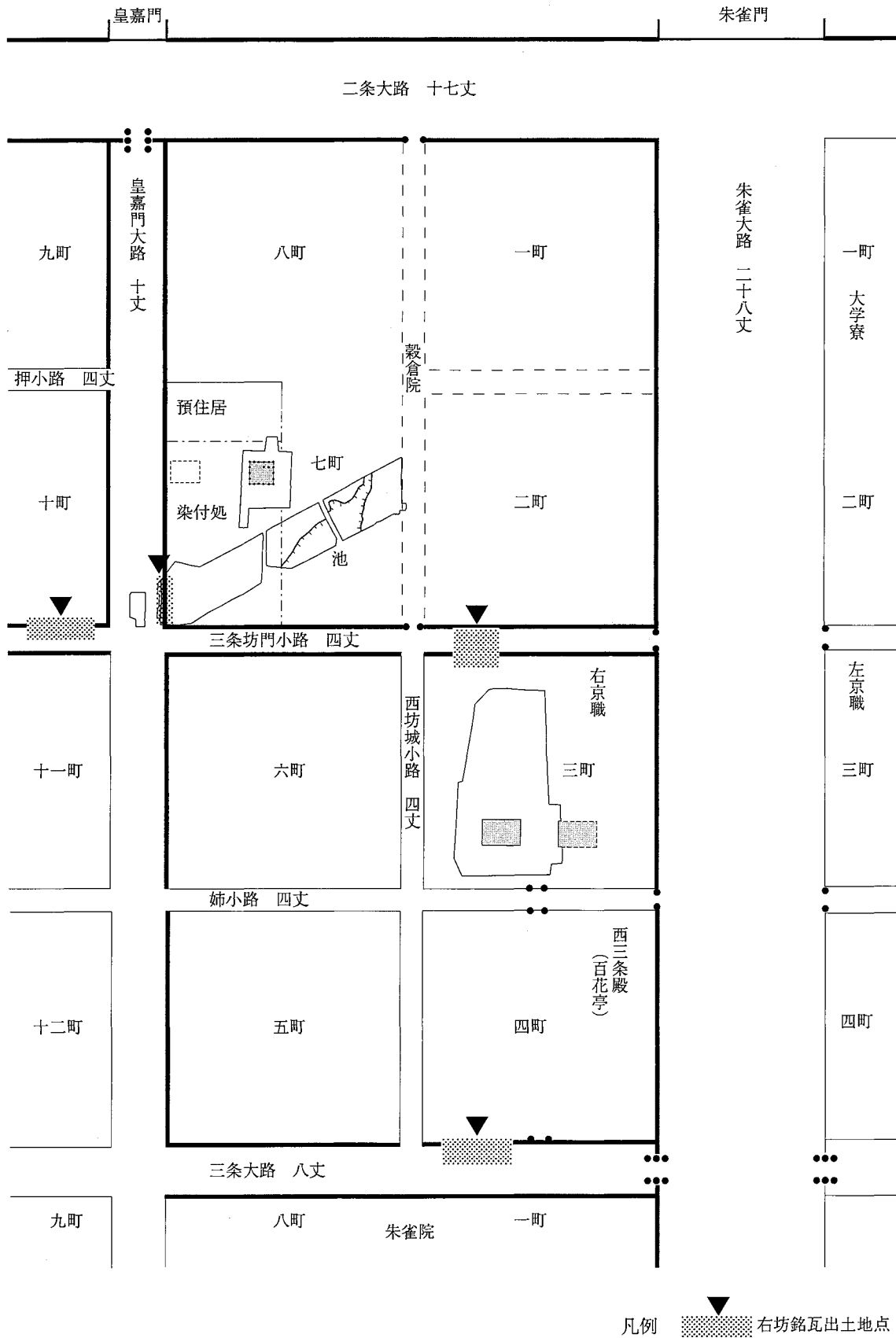
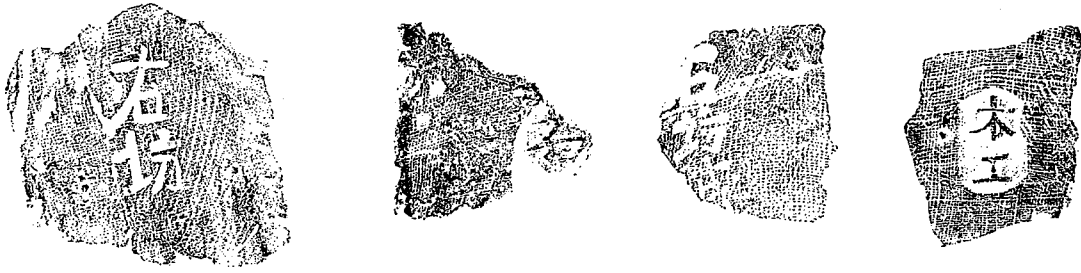
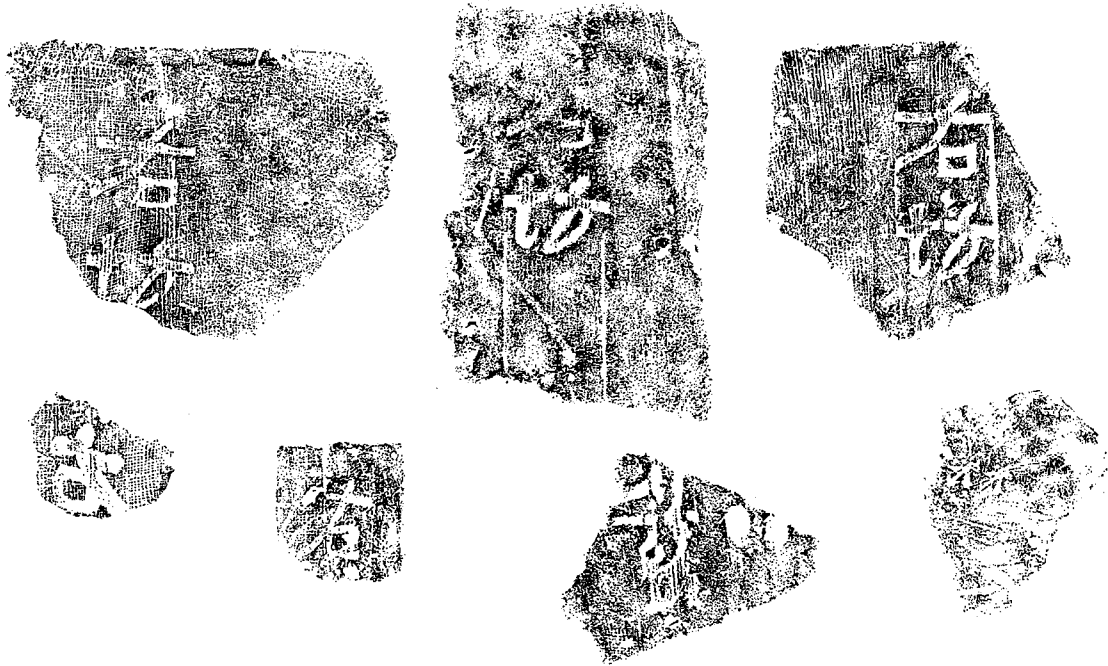


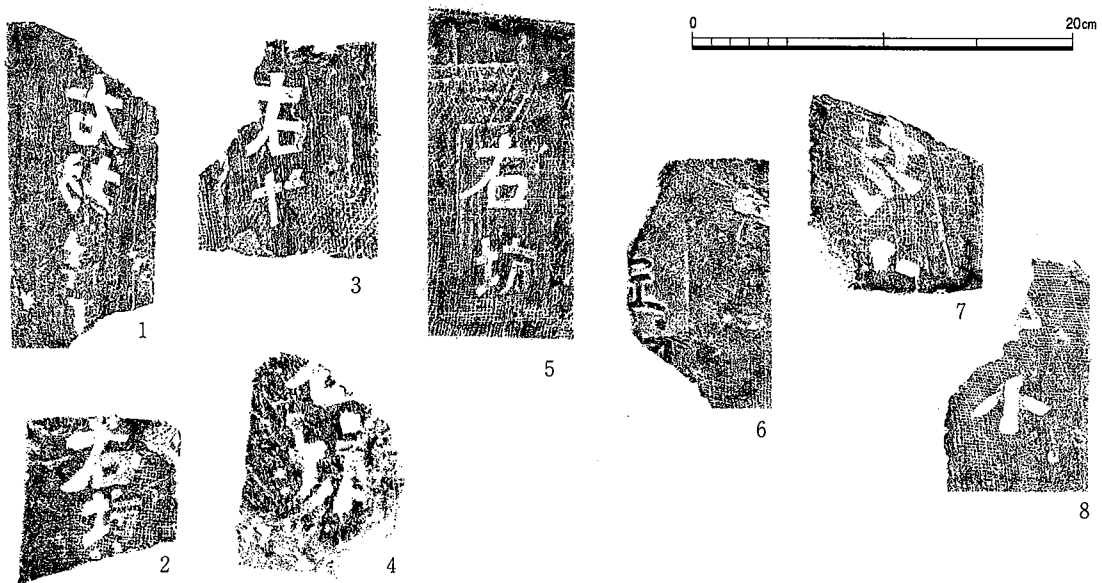
図1 平安京右京三条一坊（豊財坊）付近(1:300)



【平成9年度 京都市埋蔵文化財調査概要】第1章Ⅱ13 図78を改編 二町・三町（三条坊門小路）

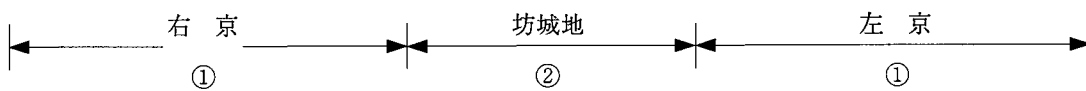
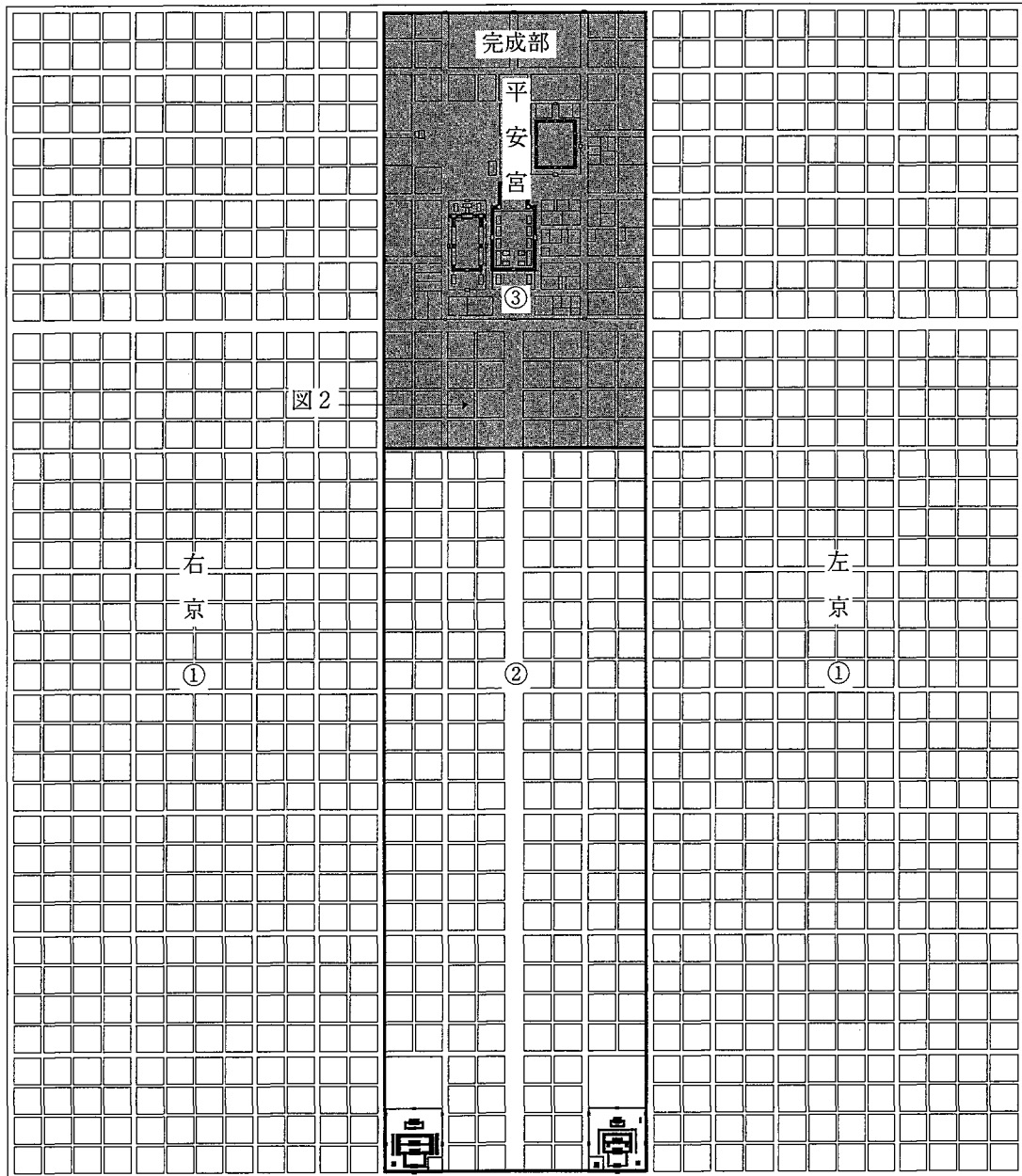


【平成9年度 京都市埋蔵文化財調査概要】第1章Ⅱ16 図88を改編 七町皇嘉門大路側溝



【平安京古瓦図録】を改編 1・4・5・6・8朝堂院 2・7大極殿 3平安宮

図2 平安京右京三条一坊各町出土銘瓦



【掌中曆】 坊門を整理すると

右京坊門	左京坊門	
豊財	教業	三条
永寧	永昌	四条
宣義	宣風	五条
光徳	淳風	六条
毓財	安衆	七条
延壽	崇仁	八条
開建	陶化	九条

朱雀大路の左右は、全て第一坊のみ固有名詞が付いている。

図3 平安京造営概念図

